税務相談室

損　益　通　算

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問1　大学病院に勤務している医師ですが、通勤用に使用している自動車を買換える際、前の自動車を下取りしてもらいましたが思った程には高く買ってくれませんでした。自分としては損したように思いますが、給与所得から差し引いてもらえませんか。

回　答　通勤用自動車の譲渡損は損益通算できません。

専ら通勤に使用する自動車が、生活に通常必要な動産に該当するか否かは議論のあるところですが、仮に、その自動車が生活に通常必要な動産に当たるとした場合には、その譲渡益が非課税とされる反面、譲渡損はないものとされます。また、生活に通常必要でない資産に当たるとすれば、他に譲渡所得がある場合には、他の譲渡所得との間でその損失を通算することはできますが、給与所得との損益通算はできません。

したがって、ご質問になった通勤用自動車の下取り損は、資産の区分をいずれのものとしても、結果的に譲渡による損失を他の所得から差し引くことはできません。

なお、所得税では生活に通常必要な資産と生活に通常必要でない資産では、その取扱いに次のような違いがあります。

区　　分	生活に通常必要な資産	生活に通常必要でない資産
譲渡した場合 黒字（譲渡益） 赤字（譲渡損）	課税しない。 損失はないものとされる。	課税する。 他の譲渡益から差し引く。
災害により損失が生じた場合	雑損控除の対象になる。	その年または翌年の譲渡所得の計算上控除される。
資産に係る損害保険料	平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等のみ地震保険料控除の対象となる。	